

京都市上下水道局訓令甲第2号

上下水道モニター実施要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年2月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

上下水道モニター実施要綱の一部を改正する訓令

上下水道モニター実施要綱の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「毎年6月頃及び10月頃に」を「第4条に規定する任期中に2回程度」に改め、同条第3号中「毎年2月頃に」を「第4条に規定する任期中に1回」に改める。

第9条第2項中「前条」を「前項」に改める。

第11条第1項中「施設見学対象施設への」を「施設見学会の対象施設へ」に改める。

第12条中「要綱」を「訓令」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)